



SLALOM COMPETITION

2026

公示

J A F 関東地域クラブ協議会（J M R C 関東）千葉県支部ダートトライアル部会に賛同するクラブが主催する競技会「スピード行事競技ダートトライアル」は、日本自動車連盟（J A F）公認のもとに、国際自動車連盟（F I A）の国際モータースポーツ競技規則に準拠した J A F 国内競技規則、スピード行事競技開催規定、J A F 国内競技車両規則に従い、かつ本共通特別規則書及び各競技会特別規則書により開催される。

千葉県ダートトライアルシリーズ

共通特別規則書

J M R C 関東千葉県支部
ダートトライアル部会

2026千葉県ダートトライアルシリーズ 共通特別規則書

第1章 総 則

第1条 競技種目

四輪自動車によるダートトライアル競技。

第2条 参加車両

2026年JAF国内競技車両規定の第3編スピード車両規定に従っていること。

第3条 カテゴリー

(1)参加車両は下記のグループに分類される。

- P グループ…2026年第3編スピード車両規定、スピードP車両に適合した車両。
- P N グループ…2026年第3編スピード車両規定、スピードP N車両に適合した車両。
- N グループ…2026年第3編スピード車両規定、スピードN車両に適合した車両。
- S A グループ…2026年第3編スピード車両規定、スピードS A車両に適合した車両。
- S A X グループ…2026年第3編スピード車両規定、スピードS A X車両に適合した車両。
- B グループ…2026年第3編スピード車両規定、スピードB車両に適合した車両。
- S C グループ…2026年第3編スピード車両規定、スピードS C車両に適合した車両。
- D グループ…2026年第3編スピード車両規定、スピードD車両に適合した車両。
- A E グループ…2026年第3編スピード車両規定、スピードA E車両に適合した車両。

(2)クラス

各グループとも下記の排気量別に区分される。

*ダートトライアルシリーズ（P・P N・N・B・S A・S A X・S C・D・A E グループ）

フレッシュマンクラス：カテゴリ・気筒容積及び駆動方式及び、参加車両は問わない。

クラス-AT：カテゴリ・気筒容積及び駆動方式を問わない、2ペダルAT車両。

クラス-1：1,500ccまでの車両及び、スピードPN-1車両に適合した車両。

クラス-2：スピードPN-1車両を除く、1,500ccを越える2輪駆動車両及び2,500ccまでの4輪駆動車両。

クラス-3：2,500ccを越える4輪駆動車両。

FRクラス：気筒容積を問わず、後輪駆動（ミッドシップ及びリヤエンジン車を含む）車両。

クラスL：カテゴリ・気筒容積を問わず、女性による参加クラス

*チャレンジクラス：参加資格、参加車両、気筒容積及び駆動方式を問わない。

注：チャレンジクラスについては、シリーズ、各大会での章典は行わない。また、シリーズポイントは設けない

*千葉県ダートトライアルシリーズに参加するP・P N・N・B・S A・S A X・A E グループに所属する車両は、

6点式以上のロールバーの取付けが望ましい、またオープンボディの車両は参加出来ない。

*全ての参加車両は、4点式以上の安全ベルト着用を義務付ける。

第2章 参加者及び競技運転者

第4条 参加者

参加者は本年度有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。

但し、参加者を競技運転者が兼ねる場合は、この限りではない。

第5条 競技運転者

(1)競技運転者は一般公道上で当該車両を運転することができる運転免許証を所持していること。

(2)本年度有効なJAF発給の競技運転者許可証を所持していることを強く推奨する。

第3章 参加申込受付・締切及び拒否

第6条 参加受付

(1)所定の参加申込書及び車両改造申告書に必要事項を記入し、署名捺印のうえ参加料を添えて各主催クラブの大会事務局に申込むこと。

(2)電話による参加申込みは受けない。

(3)参加受理は、大会事務局申込受領をもって参加受理とする。また、参加受理通知については、行わない。
ただし、不受理の申込者に対しては、個別に通知する。

第7条 参加申込の締切り

原則として、競技会開催日の7日前とするが、締切日以前に参加台数、又は参加人数に達した場合、その時点で参加申込の受付を締切る場合がある。

第8条 参加申込みの拒否

各オーガナイザーは、理由を明示することなく、参加を拒否する権限を有する。この場合の参加料は、申込者に返還する。尚、締切日を過ぎてからの申込は、事務手数料1,500円を差し引いて返還する。

第9条 参 加 料

千葉県ダートトライアルシリーズ … 1名につき**13,000円**

チャレンジクラス … 1名につき **7,000円**

(2)正式に参加受理した場合、参加料は返還されない。

第10条 競技会場受付

参加者は競技会当日受付にて、運転免許証、競技参加者許可証及び競技運転者許可証を提示すること。

第11条 参加台数及び参加人数

(1)参加台数は、各競技会特別規則書に記載する。

(2)同一車両による重複参加は3名までとする。

第4章 公式車両検査

第12条 公式車両検査

(1)車両検査は、各競技会のオーガナイザーの示すタイムスケジュールに従って、指定の場所で受けなければならない。

(2)技術委員長は、不適当と判断した個所について修正を命ずることができる。

(3)修正を命ぜられた車両は、再車検を受けなければならない。

(4)技術委員長は、車両検査の時間外であっても隨時、必要に応じて競技車両の検査をすることが出来る。

(5)P・P N・N・B・S A・S A X及びS C車両による参加者は、自己の車両の諸元を証明するために、車両公認書及び詳細な仕様書・カタログ等を携行し提示を求められた場合にすみやかに提示できるようにすること。

(6)当該年度のJ A F国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両で有ること。排気音量規制に従い、排気音量をJ A F測定方式により測定された音量が、B・S A・S A X・S C・Dグループの排気音量は、96dB以下でなければならない。

尚、競技終了後、再車両検査においても、測定された音量が規制値以下でなければならない。

(7)ロールバーを取り付けた車両は全て、保護パットを巻くことを義務付ける。(フロント上部及び運転席側・SC/Dを除く)

(8)ヘルメットは、J A F国内競技車両規則の第4編付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性は、ラベルで表示されるか、または、証明できなければならない。

【注意】製造後10年を経過したヘルメットは、使用できない。

(9)安全ベルトは、JAF国内競技車両規則及び第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従っていること。

(10)P・P N・N・B・S A・S A Xグループのターボタイマー装着車は、競技中いかなる場合にもタイマーが作動しないよう結線解除等の処置をしなければならない。

(11)車両検査を受けない車両及びその結果が不適当と判断された車両は出走出来ない。

(12)車両に関しての疑義の最終判断は、各競技会技術委員長が決定する。

第13条 再車両検査

(1)競技終了後、入賞車両は再車検を行う。なお、その場合にかかった費用は全て参加者の負担とする。
また、その参加者は必ず立ち会うこと。

(2)車両検査を含め、再車検を拒否または受けなかった場合は失格とする。

第5章 車両変更及び競技運転者の変更

第14条 車両及び競技運転者の変更

(1)参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情が有る場合のみとし、技術委員長の承認を得ること。

* 車両変更は同一グループ、同一クラスで有ること。

* 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

(2)競技運転者の変更は、正式受理後には認められない。

第6章 ゼッケン

第15条 ゼッケン

- (1)ゼッケンは、オーガナイザーの指定したものを使用し、指定された位置に正しく貼付ける。
＊シードゼッケンについては、この限りではないが、主催者から確認可能な位置へ貼り付ける。
- (2)ゼッケンは、全周をテープングすること。
- (3)ゼッケン番号はオーガナイザーが決定し、これに対する特別な要求は受けない。

第7章 慣熟歩行及び走行

第16条 慣熟歩行及び走行

- (1)慣熟歩行は原則として行い、ヒートごとに行う。
- (2)競技会によっては、慣熟走行を行う場合もある。
- (3)慣熟走行は車両検査に合格した車両で行う。
- (4)慣熟走行は、競技運転者 1 人で行う。

第8章 競 技

第17条 スタート

- (1)スタート方法はランニングスタートとする。
- (2)スタートラインと計測ラインの距離は、20m以内とする。
- (3)スタートとフィニッシュの光電管の高さは同一に設定する。
- (4)スタート合図は、日章旗又はクラブ旗を用いるが、信号灯を使用する場合は、グリーンランプがスタート合図となる。
- (5)詳細は、各競技会特別規則書に記載する。

第18条 競 技

- (1)原則として、ゼッケン番号順に競技を行う。
- (2)競技は 2 回行い、ベストタイムが成績となる。
- (3)天候又はコースコンディションにより、1 回の走行のみで打切る場合も有る。

第19条 計 時

- (1)計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- (2)計測は、自動計測機器又は 2 個以上のストップウォッチを使用し 1/1000 秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。万一自動計測機器の故障等が発生した場合に限り 2 個以上のストップウォッチの平均タイムを成績とする。

第20条 信号合図

- 日章旗・クラブ旗又はグリーンランプ…競技スタート。
- 黄 旗……真横または真上に静止して提示……パイロン移動、転倒、脱輪。
- 黒 旗……………ミスコース。
- 赤旗又はレッドランプ……………危険有停止せよ。
- 緑 旗……………コースクリア。
- チエッカー旗……………競技ゴールイン。

第21条 順位決定

- (1)順位は、原則として 2 回の走行タイム(ペナルティ加算)の内、ベストタイムをとり、短いタイムを記録した者を上位とする。
(その他の順位決定は特別規則書に記載する)
- (2)同タイムの者が複数の場合は、次の通り順位を決定する。
 - (I)セカンドタイムの短い者。
 - (II)排気量の小さい順。
 - (III)競技会競技長の決定による。

第9章 罰則及び失格規定

第22条 罰則規定

- (1)反則スタートは、10秒を走行タイムに加算する。
- (2)パイロンの接触は 1 回につき 5 秒を加算する。
- (3)最終コントロールラインを車両の全てが通過するまで、パイロン接触の対象となる。但し、特別規則書に定められていない場合、この限りではない。
- (4)フィニッシュ後、完全停止を行なわせる場合は公式通知によって明示する事。

第23条 失格規定

次の行為をした時、参加者及び競技運転者は当該競技会を失格とする。

(1)競技役員の重大な指示に従わなかった場合。

(2)不正行為を行った場合。

(3)コースアウト等で当人以外に損害を与えた場合。

(4)車両検査を受けた後から車両保管が終了するまでの間に、技術委員長の承認を得ずに競技車両を変更、改造をした場合。

(5)競技車両を競技会中に競技長の承認を得ずに競技会場より搬出した場合。

(6)次の行為をした時、参加者及び競技運転者はその回の競技を無効とする。

(Ⅰ)スタート時刻までにスタート位置に着かない場合。

(Ⅱ)スタート合図後10秒経過してもスタートしない場合。

(Ⅲ)ミスコースと判定された場合。但し、判定される前にミスコースに気付き、直ちに後退で車両を正しいコースに戻した場合はこの限りではない。

第10章 異 権

第24条 異 権

競技運転者が途中で競技を中止する場合は明確に意志表示を行い、その旨競技役員に申し出なければならない。

第11章 損害の補償

第25条 損害の補償

(1)参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品を破損・紛失・盗難等の場合、並びに会場の器物を破損した場合は、理由の如何を問わず、各自が責任を負わなければならない。

(2)参加者・競技運転者・ヘルパー・ゲストは J A F 及びオーガナイザーの大会役員・競技役員が、一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していかなければならない。即ち、大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその役務遂行によって起きたものであっても、参加者・競技運転者・ヘルパー・ゲスト・観客・大会関係者の死亡・負傷・車両損害等に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第12章 抗 議

第26条 抗 議

(1)参加者及び競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することが出来る。但し、本共通特別規則に規定された出場拒否に対しての抗議は受け付けられない。

(2)抗議を行う時は必ず書面により理由を明記し、抗議料として1件に付21,200円を添えて競技長に提出しなければならない。

(3)競技長の裁定結果は当事者に口頭で伝えられる。

(4)抗議料は抗議が成立した場合のみ返還される。

(5)車両の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合は、抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。この際、車両の分解等に要した費用は技術委員長が算定する。

(6)コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。

第27条 抗議の時間制限

抗議の提出制限時間は次の通りとする。

(1)技術委員の決定…決定直後

(2)競技中の過失・反則…競技終了後30分以内

(3)成績の発表…暫定発表後30分以内

上記以外の制限時間は、国内競技規則に準拠する。

第13章 競技会の延期・中止又は短縮

第28条 競技会の延期・中止又は短縮

(1)保安上又は不可抗力による特別な事情があるときは、競技会競技長の決定によって、その競技会を延期・中止又は走行距離・競技回数を変更することができる。

(2)延期の場合、参加料はその当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。しかし参加者が延期された競技会へ参加しない場合、又は競技会が中止された場合は、参加料は返還される。

第14章 参加者及び競技運転者の遵守事項

第29条 参加者及び競技運転者の遵守事項

次の事項を守らない参加者及び競技運転者は、その競技会を失格とする場合がある。

(1)全ての参加者は本共通規則に記載されている誓約の事項に従い、明朗かつ公正に行動し、言葉を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーをたもたなければならない。

(2)競技中、又は競技に関する業務についている時は、薬品等によって精神状態をつくったり飲酒してはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。

(3)オーガナイザーや大会後援者の名前を傷つけるような言動をしてはならない。

(4)パドック内は最徐行で走行し、特に如何なる場所においてもブレーキテストや極端な空吹かしは厳禁とする。

また、エンジン始動中のジャッキアップも禁止する。

(5)慣熟走行を含み、競技中はヘルメット・安全ベルトを着用し、運転席窓は全閉のこと。

(6)慣熟走行を含み、競技中はレーシングスーツ・レーシングシューズ・レーシンググローブを着用することが望ましいが、一般に不快感を与えない長袖・長ズボン・運動靴・孔の開いていない皮製、又は耐炎性のグローブを着用する事。

(7)有効な自動車検査証を有さない競技車両は、各競技会場まで必ずトラック積載にて搬入すること。

いかなる場合もトレッカー・レッカー車・牽引ロープ等による搬入は認めない。

(8)参加者・競技運転者及び観戦者は、「JAF国内スピード行事競技コースの公認に関する規定」に従い、競技中いかなる場合もオーガナイザーが指定した場所以外の立入を禁止する。

第15章 賞 典

第30条 賞 典

賞典については、各競技会特別規則書に記載する。

第16章 シリーズ戦規定

JMRC関東千葉支部ダートトライアル部会は2026年シリーズ規定を以下の通り制定する。

第31条 シリーズ名称

千葉県ダートトライアルシリーズ（全7戦）

第32条 参加資格制限

千葉県ダートトライアルシリーズには参加資格制限は設けない。但し、JMRC関東千葉県支部ダートトライアル部会が不適当と判断した者は、参加出来ない。

又、フレッシュマンクラスには、下記に該当する者は参加出来ない。

(1)全日本選手権出場選手。

(2)各地区地方選手権ポイント取得者。

(3)ジュニアシリーズ各クラス上位10位までの入賞者及び、シリーズ表彰選手。

(4)各県シリーズ及び千葉県フレッシュマンシリーズ、フレッシュマンクラスのシリーズ入賞者及び表彰選手。

* 上記両部門の参加資格制限に抵触する虚偽の申告が発覚した場合、その者が当該年度に取得したシリーズ戦の得点は全て無効とする。

第33条 シリーズ戦の成立

今年度のクラス成立、不成立にかかわらず次年度のクラス変更する場合が有る。

第34条 得 点

各部門各クラスごとに下記の得点を与える。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

各クラスが10台に満たなくとも上位の得点から与える。

第35条 有 効 得 点

2026年千葉県ダートトライアルシリーズ全7戦中、上位5戦

上記各シリーズ戦の得点合計を有効得点とし、シリーズ戦順位を決定する。

各シリーズ戦に於いては、同一クラスで4戦以上の参加がない場合、得点は無効となる。

第36条 得点の合計

シリーズ戦に出場して得た各得点のうちから、高得点を獲得した有効得点を合計して行う。出場回数が、千葉県戦は5戦に満たない場合は、出場した競技会すべての得点を合計する。

第37条 シリーズ戦順位

有効得点の合計後、同得点となった場合の順位決定は下記の通りとする。

- (1)有効得点（成立した当該クラスの競技会数の 70 %（小数点以下四捨五入））の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
- (2)上記(1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数の多い順に順位を認定する。
- (3)上記(2)の方法によっても結果が出ない場合には、高得点を得た時期が遅い順に順位を認定する。

第38条 シリーズ表彰

千葉県ダートトライアルシリーズ、各クラス1位から6位表彰

なお、フレッシュマンクラスにおいては、1位から3位までの表彰とする

シリーズ表彰式は、別途会場にてパーティー形式で行う。

第39条 シリーズ戦日程及び主催者

別紙参照

第17章 附 則

第40条 本共通規則の解釈及び違反

- (1)本共通規則及び競技に関する諸規則(特別規則書・公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合は、該当競技会競技長の決定を最終とする。
- (2)本共通規則及び競技に関する諸規則(特別規則書・公式通知を含む)に対する違反の罰則は、競技長が決定宣告するものとする。
- (3)各シリーズ戦において疑義が生じた場合は、JMRC関東千葉支部ダートトライアル部会で審議する。

第41条 本共通規則の施行及び記載されていない事項

- (1)本共通規則は、2026年度 JMRC関東千葉県支部ダートトライアル部会に賛同するクラブが主催する各シリーズ戦全ての競技会に適用されるもので、参加申込と同時に有効とする。
- (2)本共通規則書に記載されていない事項については、各競技会特別規則書・JAF国内競技規則・スピード競技開催規定・スピード車両規定・FIA国際モータースポーツ競技規則に準拠する。

第42条 シリーズ事務局及び連絡先

〒263-0021 千葉市稻毛区轟町 1 – 7 – 38

石井 博 090-3315-8781 (FAX 043-251-1060)

Mail : ntishii@gmail.com

第43条 本共通規則の発効

本共通規則は、2026年1月1日より施行する。

JMRC関東千葉県支部ダートトライアル部会